

第14回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会

平成18年7月26日(水)

【司会】 それでは、大変お待たせをいたしました。ただ今から第14回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会を始めさせていただきます。委員の皆様には、合同会議に引き続きましてよろしくお願い申し上げます。

まず、初めに御報告を申し上げます。本日、この水資源機構分科会委員及び臨時委員総数6名のうち、過半数の委員の皆様のお出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条の規定に基づき、本会議は成立しております。

次に議事の取り扱いを確認させていただきます。議事の公開につきましては、議事録の公開をもって行い、議事録は発言者の名前を伏せて公開することとさせていただきます。

本日の議題でございますが、平成17事業年度財務諸表、第4回水資源債券の発行、役員給与規程の改正の3件でございます。

それでは、議事の進行を分科会長にお願いいたします。

【分科会長】 それでは、審議に入ります前に、本日の配付資料について事務局から確認してください。

【事務局】 はい。引き続き、よろしくお願いいたします。

配付資料につきまして御説明させていただきます。配付資料は左肩に資料番号を付しておりますが、議事次第の議題番号とリンクしております。1-1から1-3につきましては、議題1の平成17事業年度財務諸表の資料でございます。1-1は説明用の概要、1-2は貸借対照表と損益計算書の関係を示した表でございます。1-3は水資源機構から国土交通省に提出されました財務諸表の一式でございます。財務諸表本体、合同会議で配付されました業務実績報告書のポイントをまとめた事業報告書、それから、予算と決算を比較した決算報告書、並びに監事及び会計監査人の意見がクリップでとめてあります。

資料2-1と2-2は、議題2の第4回水資源債券の発行の資料でございます。2-1は御説明用の概要でございます。それから、2-2は水資源機構から国土交通省に提出されました認可申請書のコピーでございます。

資料3-1と3-2は、議題3の役員給与規程の改正の資料でございます。3-1は御説明用の概要、3-2は水資源機構から国土交通省に提出されました役員給与規程の改正の届け出でございます。

最後に参考といたしまして、本日の議題に関する法令の条文をまとめた資料を配付させていただきます。以上でございます。

【分科会長】 はい。それでは議事に入りますが、まず、議題1、これは平成17事業年度の財務諸表でございますが、この議題について事務局から説明願います。

【事務局】 議題1の平成17事業年度の財務諸表につきまして御説明いたします。

独立行政法人は、通則法の規定によりまして、毎事業年度終了後3カ月以内に作成しました財務諸表を主務大臣に提出し承認を受けなければならない、主務大臣は、その承認をする際には、あらかじめ評価委員会の意見を聞くこととされており、本件は、水資源機構理事長から平成18年6月30日付で国土交通大臣に提出されました平成17事業年度財務諸表につきまして、評価委員会の御意見を伺うものでございます。以上でございます。

【分科会長】 それでは、続きまして、国土交通大臣に対して提出された承認申請の内容につきまして、水資源機構の方から御説明願います。

【水資源機構】 御説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。時間の都合もありますので、平成17年度の財務諸表のうち、貸借対照表と損益計算書につきまして、別添資料、お手元の資料1-1でございますが、これに基づきまして簡単に御説明させていただきます。

この財務諸表につきましては、適正に表示されていると認められる旨の独立監査人の監査報告書及び監事の意見書を付け、6月末に主務大臣に提出しているものです。これが1-3でございます。

まず、貸借対照表でございますが、これは御案内のように、独立行政法人の財務の状況を明らかにするために3月31日時点の資産、負債、資本を記載したものでございます。お手元の1-1の表をご覧ください。まずIとしまして、表が記載されておりますが、総資産4兆6,768億円ということで、対前期比が約824億円マイナスになっております。内容につきましては下に記載されているとおりでございますが、いずれにしても、かなりの金額が膨らんだり、減ったりしております。この理由につきましては、簡単に申しますと、17年度中に建設仮勘定に計上していた事業が完了いたしまして、それが事業資産に振り替わります。具体的に申しますと、香川用水の緊急改築事業の一部完了、戸倉ダム建設事業の廃止などが該当しております。

それでは、下の青い棒グラフで、特に、事業用固定資産について簡単に御説明します。2つ、青い棒グラフがありますが、左の方が前期、右の方が当期でございます。比較して

いただきますとお分かりのように前期末の残高に対しまして、今期はまず減価償却を行っております。これにより減となる一方、事業の完了に伴う増があります。今期は、右のグラフが左のグラフのレベルまで行きませんからマイナスということになりました。これは、今期完了した事業が小規模だったということで、もし大規模であれば、プラスになることがございます。

次に2ページ目に移りまして、建設仮勘定の関係でございます。黄色の棒グラフのうち前期末の左の方の残高に比べますと当期末の右の方が大きく増えております。これは、建設仮勘定に計上している事業が完了しますと、通常ですと事業資産に振り替わり、それが減ります。他方、建設中の事業が進捗しますと、建設仮勘定の増の要因になります。今期は、事業完了等による減の金額が437億円で、昨年と比べるとずっと落ちているということで、昨年より事業の規模が小さいものが終わったということでございます。

それから、その下の割賦元金の残高でございます。これも同じようにピンクのグラフでございますが、前期末に比べますと大きく下がっております。これは、割賦元金の償還による減がございます。他方、割賦元金に新たに参入するものがあります。これが事業完了等による増でございます。これは、先ほど申しましたように、今年度は小さな事業でしたが、終わったことによりまして、負担をしていただく部分が膨らんだということですが、いずれにしてもこの金額が小さかったということで、結果的に、昨年と比べるとマイナスということになったわけでございます。

続きまして3ページでございます。負債の内容でございます。負債としましては、この表に書いてございますように、前期に比べまして約950億円ほど下がっております。このうちの増減額の主なものとしましては、下に書いてありますように、水資源債券と長期借入金でございます。これは、負債の前期に比べての減、マイナスの主な要因は、要するに、水資源債券とか借入金の償還とか返済額が発行調達額を上回ったということで、合計で約727億円ほど減少したことによります。大体、この返済額の金額がちょうど割賦元金の減額とほぼ同額になるわけでございます。以上のことから、前期比で見ますと、資産では約825億円減少し、これに対して負債は約950億円減少したということで、この結果、資本の部は125億円増ということになっております。

なお、この125億円というのは、前回の増額とほぼ同水準でございます。

次に資本の部を御説明いたします。3ページの目の下の方でございます。資本金としまして、先ほど申しましたように、125億円ほど増になっております。中身を申し上げます

と、まず資本金でございます。資本金は増減なしということです。次に資本剰余金です。これは資本取引から生ずる剰余金ということでございますが、前期よりもさらに3億円ほどマイナスが増えていることとなります。これは、公団から承継した償却資産の減価償却費相当分の取り扱いが会計基準上、資本剰余金から控除する、マイナスするという取り扱いになっていることによるものです。次に利益剰余金ですが、これは損益取引から生じるもので、前期比で約128億円の増となっております。

中身を申しますと、目的積立金は約1億円の減となりました。これは経営戦略強化積立金を取り崩しまして、利水者に還元するための事業の調査費に充てたということでございます。例えば、水力発電の関係の調査などがございます。それから、積立金でございます。132億円ほど膨らんでおりますが、これは前期の未処分利益、132億円ですが、これを組み入れて約725億円になりました。当期末処分利益でございます。これについては129億円ほど計上いたしました。これは、会計基準に基づきまして、損益計算書にある総利益を計上することになっておりますので、後で損益計算書を御説明しますが、結果として、当期末処分利益につきましては前期に比べて3億円ほど減少となっております。この当期末処分利益の利益処分につきましては全額、積立金ということで考えております。

次に4ページ目に移りまして損益計算書でございます。これは、独立行政法人の運営状況を明らかにするために、すべての費用と、これに対する収益を記載することになっております。まず、費用の部ですが、経常費用と臨時損失があります。この臨時損失は、今年、戸倉ダム建設事業が廃止されたことにより建設仮勘定から除却され、事業用建設仮勘定除却損として費用計上したものです。一方、この金額と同額を収益の部に建設仮勘定見返補助金等戻入として計上することでバランスをとっています。この結果、当期の純利益としては約128億円。これに目的積立金の取り崩し、先ほど申しました1億円ですが、これを加えますと、当期の総利益が129億円となった次第でございます。

総利益の発生要因につきましては、事業用の固定資産に係る割賦負担金の受取利息と長期借入金と債券に係る支払利息の差が生じたことで、その差が利益として計上されているということでございます。

非常に簡単でございますが、説明は以上でございます。

【分科会長】 はい。この議題につきまして、御質問、御意見はございませんか。

【委員】 1つだけ。この利益金を全部、目的積立金とするよう申請をする訳にはいかないんですか。

【水資源機構】　今回は目的積立金にすることは考えておりませんが、将来的には、関係方面のいろいろな御理解をいただきながらやることになっておりますので、次期中期に向けて、何とか目的積立金に計上していくというふうに考えております。

【委員】　ダメもとで申請してみるというのもだめなんですか。

【水資源機構】　一昨年のケースはそういうふうにやりまして、実際には一般積立金のほうに回ってしまったという経緯がございます。

【分科会長】　今のは御質問ですか。

【委員】　質問です。もう、初めから諦めていらっしゃるなら。

【分科会長】　はい。御質問という取り扱いにいたします。そのほか、いかがでしょうか。特にそのほかになければ、この財務諸表については「意見なし」というふうにいたしますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】　ありがとうございます。財務諸表について事前に説明されているとはいえ、内容がやはり、わかりにくいから、何かパワーポイント等を活用して、指し示しながら説明すればもっとわかりやすいのではないですか。

【委員】　財務諸表の概要をこの4枚の資料にまとめられたことは私としては大変評価しております。私自身のわからないところは事前の説明のところでかなりしつこくお伺いしまして、流動比率が悪いのではないかというような質問に対しても、こういうわけですということを一々お伺いいたしましたので、その限りでよろしいかなというふうに判断いたしました。

【分科会長】　ありがとうございます。私も、きっちり見てくれているというように思っております。とはいえ、説明の方法は少し工夫をしていただきたいと思います。

【水資源機構】　はい、工夫するようにいたします。

【分科会長】　今度は議題の2の債券発行です。これについて事務局から説明してください。

【事務局】　はい、わかりました。その前に、資料にミスがございましたので訂正させていただきます。議事次第に「第4回及び第5回水資源債券の発行」となっております。申しわけございませんが、「第4回水資源債券の発行」でございます。

それでは、議題2の「第4回水資源債券の発行」について御説明いたします。水資源機構は、建設事業に必要な費用に充てるために、国土交通大臣の認可を受けまして債券を発

行いたします。国土交通大臣は、認可をする際にはあらかじめ評価委員会の意見を聞くこととされております。本件は水資源機構理事長から平成18年7月18日付で国土交通大臣に申請がございました第4回水資源債券の発行につきまして、評価委員会の御意見をお伺いするものでございます。以上でございます。

【分科会長】 それでは、続いて、この国土交通大臣に対して提出された認可申請の内容、これは水資源機構の方から説明願います。

【水資源機構】 それでは御説明させていただきます。本発行の目的は、昨年度と同様に、機構が行っているダム及び用水路等の建設事業に充当することを予定しております。発行総額は110億円を予定しております。発行事務委託につきましては、みずほコーポレート銀行へ委託する予定でございます。発行年限につきましては、平成21年度に機構の借入金及び債券の償還額が急激に減少します。後ろに棒グラフが出ておりますが、323億円と見込まれますので、その償還額の平準化を図る観点から110億円を全額、3年債として発行することを考えております。また、本年度より社債等振替法の規定を受けての発行である振替債を考えております。その他、利払いの方法等につきましては、昨年と同様の予定でございます。

なお、償還につきましては、ユーザーからの負担金の償還を原資としまして、償還期限に全額を一括償還することにしておりまして、償還の確実性には問題ございません。以上でございます。

【分科会長】 それでは、この議題につきまして御質問、御意見、いかがでしょうか。

【委員】 質問ありません。

【分科会長】 はい。それでは、御質問、御意見は特にないようですので、第4回水資源債券の発行につきましては、「意見なし」といたします。

次の議題ですが、3番目、役員給与規程の改正、これも、まず事務局から説明してください。

【事務局】 はい。わかりました。役員給与規程の改正につきまして御説明いたします。

独立行政法人は役員の報酬等の支給の基準を定め、また変更する際は主務大臣に届け出るとともに公表することとされております。主務大臣は、届け出があったときは評価委員会に通知いたしまして、評価委員会は報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適応したものであるかどうかにつきまして主務大臣に対して意見を申し出ることができることとされております。

本件は、水資源機構理事長から平成18年3月31日付で国土交通大臣に届け出がありました役員給与規程の改正につきまして、評価委員会に御報告するものでございます。以上でございます。

【分科会長】 それでは、国土交通大臣への届け出の内容につきまして、機構のほうから説明をお願いいたします。

【水資源機構】 資料3-1をごらんいただきたいと思います。「独立行政法人水資源機構役員給与規程の一部改正について」という1枚物でございます。この改正の内容は、御承知のように、昨年の人事院勧告で、国家公務員につきまして給与構造全般を変えるという改正がなされております。具体的には、本給を引き下げると同時に地域手当を増設いたしまして、地域間の給与のバランスをとるという考え方でございます。私どもの役員につきましては、国家公務員の指定職の給与表が準用されております。今回、国家公務員の指定職の給与表が平均して6.7%、引き下げられました。それに準じた改定を行っております。そこにございますように、理事長、副理事長、理事、監事、それぞれ6.7%をベースにして引き下げを行っております。

なお、経過措置につきましては、今回の本給の改定を実施する前から、引き続き在職する役員は在任期間、これが私ども、平成19年9月30日になっておりますので、それまでの間は経過措置としてその差額を支給することにしております。これも国家公務員のほうの扱いと同様でございます。

次に地域手当の新設でございますが、先ほど申し上げましたように、調整手当が100分の6でございますが、これが廃止され、地域手当100分の12を新設することといたしております。地域手当の支給率は、機構の場合、本社がさいたま市にありますので、さいたま市の支給率を適用することといたしております。ただ、これにつきましても国家公務員も段階的に導入することにしております。平成18年度のさいたま市の支給率は100分の7ということでございますので、100分の7にいたしております。実施日は、平成18年4月1日です。以上でございます。

【分科会長】 はい。それでは、この議題につきまして、御質問、御意見はございませうか。よろしいですか。

(「はい、結構です」の声あり)

【分科会長】 それでは、特に意見がないようですので、役員給与規程の改正につきましては、「意見なし」というふうにさせていただきます。

以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。今後の分科会の日程等について事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 本年11月と来年2月に、それぞれ長期借入金の認可申請が水資源機構から国土交通大臣に提出される予定でございます。長期借入金の認可に際しましては、今回の債券発行と同様に、あらかじめ評価委員会の御意見をお伺いいたします。会議の型式につきましては、いずれも郵送によりまして書面をもって行うこととしております。以上でございます。

【分科会長】 それでは、進行を司会のほうに戻しますので、司会のほうからお願いします。

【司会】 ありがとうございました。以上をもちまして第14回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会を閉会させていただきます。

なお、本日の議事録につきましては、公表前に委員の皆様にご発言の内容の確認をさせていただいた上で公表させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

— 了 —